

## うべまると元気ネットワーク募集要領

(目的)

- 1 この要領は、「うべまると元気ネットワーク」(以下「元気ネットワーク」という。)事業の趣旨に賛同し、本事業に参加を希望するもの(以下「会員」という。)を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

(会員登録)

- 2 うべまると元気ネットワーク設置要綱第7条に規定する元気ネットワークに会員登録をしようとする個人、企業、団体等(公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものを含み、政治団体、宗教法人、反社会勢力及び公序良俗に反する団体を除く。以下「企業等」という。)は、登録申込書(様式第1号)に、個人にあつては本人確認ができる書類を、企業、団体等にあつては、パンフレット等の事業概要が分かるものを添付し、市長に提出して申し込むものとする

市長は、登録申込書の内容が次に定める登録の条件を満たしているかどうかを確認の上、適当と認めるときは元気ネットワークの会員として、登録台帳(様式第2号)に登録するとともに登録決定通知書(様式第3号)により、登録者に通知する。

(登録の要件)

- 3 元気ネットワークに会員登録をしようとする企業等は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 元気ネットワークの取組に賛同し、商品開発、販路拡大、情報発信等を意欲的に行うもの
  - (2) 元気ネットワークの信用を傷つけるおそれのないもの
  - (3) 消費者の利益を害するおそれがないもの
  - (4) 特定の政治、思想若しくは宗教活動の支援又は特定の企業等の売名行為につながるおそれのないもの
  - (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでない者
  - (6) その他元気ネットワークの取組に支障を来すおそれのないもの

(登録情報の公開)

- 4 市長は会員登録をした企業等の承諾した範囲内で、その活動内容等をホームページ等に公開し、広くPRするものとする。

(募集開始日)

- 5 平成27年5月8日(金)

(登録期間)

- 6 登録台帳に登録された日から、登録抹消の申出があった日までとする。

(登録内容の変更等)

- 7 登録会員は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出なければならない。

(その他の注意事項)

- 8 登録会員は、うべまると元気ネットワーク設置要綱に定める登録の要件その他会員として必要な事項を理解し、これを遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

### うべまるごと元気ネットワーク会員登録申込書

うべまるごと元気ネットワーク事業の趣旨に賛同し、次のとおり参加申込みします。

参加希望部会	ア 6次産業・農商工連携			イ 着地型観光	
企業等の名称				業種	
企業等の代表者名	役職名		お名前		
御連絡担当者名					
住 所	〒				
T E L			F A X		
メールアドレス					
ホームページアドレス					
営 業 時 間	時 分 ~		時 分		
定 休 日					

1 うべまるごと元気ネットワークの会員登録を希望された理由を記入してください。

2 うべまるごと元気ネットワークに提供できる活動内容を具体的に記入してください。

3 セールスポイントをご記入ください。

※ホームページ等に掲載しても差し支えない画像等があれば添付してください。

※この申請書に記載された個人情報は、うべまるごと元気ネットワークの運営に関わること以外には使用いたしません。

《添付書類》

●申請者が個人の場合

- ・本人確認ができる書類

●申請者が企業・団体の場合

- ・パンフレット等の事業概要が分かるもの